

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年6月25日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長 山内 昇一 君

副委員長 後藤 伸太郎 君

委員 須藤 清孝 君

倉橋 誠司 君

佐藤 雄一 君

千葉 伸孝 君

佐藤 正明 君

及川 幸子 君

村岡 賢一 君

今野 雄紀 君

高橋 兼次 君

星 喜美男 君

菅原 辰雄 君

山内 孝樹 君

後藤 清喜 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名（なし）

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

総務係 長
兼 議事調査係 長

小野 寛和

午前10時00分 開会

○委員長（山内昇一君） 皆さん、おはようございます。ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催することといたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

きょうは全員皆さんおそろいでご出席をいただきまして、6月に入りまして梅雨入りだったんですが、南のほうから梅雨明けもしてまいりまして、今日は東北地方もこういった梅雨の中と申しますかそういった休みで、本当に調査には支障のない天候だと思いますので、よろしくこの後、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の特別委員会は、請願2の1、「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書を審査するため、開催するものであります。まず、本日の進め方ですが、請願者から高野会館敷地及び施設内の立ち入りについて承諾を得られておりましたので、この後現地に向かいます。現地調査後、この場所で会議を再開し、今後の調査、審査の方向性についてご意見を伺いたいと思います。

このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

事務局から何かございませんか。（「休憩」の声あり）

ここで現地調査のため、暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前11時23分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは、皆さんおそろいのようなようですので始めさせてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは会議を再開いたします。

ただいま現地を見てまいりました。請願2の1の審査をするのに当たり、ほかに必要な調査があるというようなご意見があれば伺いたいと思います。どうぞ。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 前々回、役場側の説明を聞きました。それで前回、請願者のほうからいろいろ聞いたんですが、食い違い部分があったと思います。前々回に環境対策課長が、高野会館のアスベストの調査について、阿部長商店側に口頭で事前に了解をとっていたものと思うというようなコメントだったと記憶しています。これに対して請願者のほうからは、建物の中に入ってアスベストを調査するというような了解を求められたことはないということで、ちょっと意見がここで180度違ってしまっていて、私がちょっと提案したいのは、環境対策課長から当時の遠藤副町長、それから当時の西城元建設課長という方ですね、その方からヒアリングをやっていただいたらどうか。場合によっては、ちょっと参考人として来ていただいてもいいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（山内昇一君） ただいま倉橋委員から、前々回の話の中で担当課の課長方の説明の中で、請願者との食い違いがあったというようなお話がありましたんですが、そのほかに何かございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 この震災遺構としての保存者側のほうから公園エリアにということがうたっています。そうした場合、会館の周辺の道路環境が、計画が見えていない部分がありますので、この辺を当局から聞きたいと思いますので、お取り計らい願います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員から、ただいま会館付近の公園エリアといいますか、その道路環境を含むものが見えてこないということで、担当課からの説明を受けたいというようなお話がありました。

そのほかございませんか。後藤委員。

○後藤清喜委員 座ったままでいいですか。（「どうぞ」の声あり）

ただいま倉橋委員から当局と請願者の意見が一致しないというご意見があったんですけども、この間請願者の方が説明なさったんですけども、話を聞くと、あの方は全然この震災のときに町との接触がなかったと、そういうことを聞いておりますので、この際言った、言わないとかそういうのではなくて、もう調査は大体終わったからもうこれでいいんじゃないかなと、私はそう思います。まして請願2の1には道路問題とか何かも請願ないですから、高野会館を震災遺構とする請願ですので、ある程度の審査は終了したんだと私は思っております。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。（「はい」の声あり） ちょっとお待ちください。ただいま後藤委員からは、おおむね今までの流れから、審査の終了をしたということで請願2の1の高野会館を震災遺構とする保存に関する請願の趣旨に戻って審査すべきではないか

というお話がありました。

そのほか。「(「いいですか」の声あり) はい。星委員。

○星 喜美男委員 今、後藤委員が言ったとおりだと思います。倉橋委員が申しているのは、確かにこの調査の中で出てきた言葉ではありますが、実際この請願に基づく調査をする上でじゃあ必要なのかというと、その分は追及していくまでではない問題だと私は思っています。ですから、その分の調査はちょっと必要ないのかなという感じはします。

そういったことで、一定の調査は行うことができたのかなと思っております。このように調査をあれして最終的なあれを決定したほうが、次回はよろしいのではないかと思います。

○委員長 (山内昇一君) 今星委員から、いろいろ調査を進めた中で細かい点と申しますか、いろいろ食い違いの点も含めておおむね終了したということで、その分の審査は必要ないのではないかと、そういったご意見でよろしいですか。

○星 喜美男委員 繰り返すと、趣旨がずれてくるからいいかなと。

○委員長 (山内昇一君) いろいろご意見出ましたが、そのほかございますか。なければ、よろしいですか。

それでは、今4つほど大きくご意見が出ました。それで、この審査を進める中でどのように今後取り進めていったほうがいいのか、もしご意見があれば。

それでは、まず担当課の説明をもう一度聞くということは必要ないというお話もあります。

この件はどうしますか。及川委員。

○及川幸子委員 私は必要だということを行っていますよ。

○委員長 (山内昇一君) その2つ審査を進めると、細かいというと失礼ですが、今後の調査項目として取り上げていくといったことと、それから審査がおおむね終了したといった意見もあるようでございますので、この2つですね、皆さんにお諮りしたいと思いますが。何かご意見、特にございましたら。

○及川幸子委員 3つじゃないですか。

○委員長 (山内昇一君) 公園エリアの分もね。

○及川幸子委員 と私の意見と、終わりという意見の3つじゃないでしょうか。

○委員長 (山内昇一君) 3つですね、それでは。済みません。じゃあ及川委員、お話ありますか。済みません。大変失礼しました。

では、もう一度担当課の説明とか、それから今後の進め方について検討すべきと申しますか。そういったことで、必要ある方の挙手ですかね。「挙手というかその前に一言いいですか」の

声あり) どうぞ。今野委員。

○今野雄紀委員 調査が必要だというあれなんです、委員の中からはそろそろ終了してもというそういう言葉とか意見もあったんですが、きょう現地を実際調査させていただいて、一番最後に事業者の方が言っていたのは、先ほど同僚議員も言ったような公園にする上での道路環境とか、その面を一番さっきの調査で強調しているようでしたので、事業者のほうもいろいろ本来の遺構としての考えもいろいろあったんでしょうけれども、私としては調査の上で確認したのは、ある程度角度を変えたというわけでもないんですが、道路環境のほうを重視したいような旨もあったものですから、もう一度だけというのもこれも担当課の説明をいただいたほうがいいと私は思います。

○委員長(山内昇一君) 先ほどもありましたが、いろいろ道路環境の問題も請願者のほうでお話ししていましたが、委員の皆さんの中にはやはりこういったことを踏まえて、審査の原点といいますか、そういったことは高野会館を震災遺構に保存することに関する請願ということですので、それも踏まえた上で判断していただければと思います。

○及川幸子委員 請願の中に公園エリアにということも、文言として(「座ったままでいいですから」の声あり)やはりありますので、その辺も道路の計画というものを見据えていかなきゃならないと思うので、担当課からの聞き取りを要望いたします。(「いいですか」の声あり)

○委員長(山内昇一君) はい。星委員。

○星 喜美男委員 前回、私要望書を正副の資料として認めてはどうかと提案をして、そのようにしたほうがいいんじゃないかということで決定はしたんですけれども、実はなぜかというのは、あそこには非常に詳しく7ページに書いてあるんですよ、具体的に。それで審査をすれば有効な判断ができるのかなと感じたもんでそのようにしたんですけれども、実は厳密に言うところ、やっぱり最終的な審査、判断は請願書に基づいて判断すべきであって、あれはあくまでも添付資料でしかないんですね。ですから、請願書の内容というのは非常に漠然としているんですよ。そういったことの中でいろいろな話が出ていますけれども、全体において私がさっき言ったのは、いろいろ判断するのに十分な調査が行えたのかなということでこのような発言をしたものです。ですから、あくまでも請願書に基づいて結果を出さなくちゃいけないというものですので、その辺は皆さん勘違いしないようにしていただいたほうがいいと思います。

○委員長(山内昇一君) 今星委員から、あくまでもといいますか、請願の趣旨である高野会館の震災遺構の保存のことを、今まで皆さん長く調査していただいた判断をもとに皆さんのご意見といいますか、最終的な判断に持っていったらと思いますが。高橋委員。

○高橋兼次委員 今いろいろと意見出ましたが、最終的には判断できないんだけど、そこに至るまでの経緯としてまだ少し足りないのかなというような感じはあります。今その請願書に基づいて精査すべきことは、これは全くそのとおりだと思います。調査中に出てきたものを審査するのは、これはまたわけが違うから、審査に基づいて調査していくことはそれが本当の調査であって、その中でもやっぱり言った、言わないということにもこれからつながっていくと思うんだけど、何かまるっきり違うんだね。それで、最初は3点食い違うところを挙げたら、アスベストは大体わかったわけです。ところが、あとの2点は全然食い違っているわけです。それでその中で当時の関係者が一番詳しくわかっているとかがいろいろ出てきて、何かどこに本当のことがあるんだか、どうもつかみ切れないところがあるんですよ。ですから時間かかるのもよく、余りかけるのもよくないことはわかっているんだけど、今一回、その辺をしっかりと聞き取りなりなんなりしてから、それで判断の材料にしていくべきなのかなと、それが本当の委員会の役目なんじゃないかなと思うんですが、皆さんどのように思うか。私はそう思います。委員会のその役割は一つ、やっぱりやれるところまでやっての判断。ここまでやって、言った、言わないとなつてからとなれば、やむを得ずそこであとは判断するようにすべきだと思うし、やっぱりやれるところまではやったほうがいいと思いますよ。

○委員長（山内昇一君） 今高橋委員からもお話ありましたが、結果としてもう少し深くといいますか、食い違いの部分を中心に調査をすべきではないかといったようなお話が出ました。その中で、今はいけません当時の担当の方々もお呼びして調査の判断にしたいというようなお話もありました。このことに関して、皆さん……（「いいですか」の声あり）はい。後藤委員。

○後藤清喜委員 多分、言った、言わないで、私も話が食い違っていると聞いたんだけど、要は前回執行部を呼んだときに、町長が、壊すことに関して期限切れがあるから観洋の重責の方とお話ししたという、そういう話を町長がしていたと思うんですけども、だからこの間来た方は、多分遠藤前副町長とかとはお話ししていないから私は会ったことないと、多分そういうふうには言っているんですよ。町としては、観洋の重責の方といたらどうかな、多分私も定かでないから名前とかなんとかは言われなくても、そういう話もしているから、私はもういいんでないかなとは思いますが、あとは皆さんで意見を。

○委員長（山内昇一君） それでは、いろいろご意見が出ましたんですが、今、後藤委員からもお話ありました1回目ですか、担当課、それから町長を含めての話し合い、聞き取り調査のときに、観洋側との重責の方との話し合い済みだというような話が、もちろん皆さんもお聞きになったと思いますが、そういったことで、この分は深く調査する、（「はい」の声あり）ちよっ

とお待ちください、しなくてもいいというようなご意見が出ましたんですが、その辺。及川委員。

○及川幸子委員 私は、これは特別委員会として請願をここに付託したもので、委員会としてやるべきことは委員会で皆さん納得いく上でこれを審査しなければならないのかなと思いますので、その辺は議会と違って何のために委員会に付託したかという（「一人一人意見、後で」の声あり）ためにも、もう少し調査すべきであると思います。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 私も請願の議員として名を連ねているので、とりあえず今の南三陸町の現状を見ていくと、防災庁舎の県有化20年ということで、防災庁舎が遺構になると決定しているわけじゃなくて、今後町民の考えに合わせているというような状況だと思うんです。そういった中で、これから震災後20年たったときの防災庁舎の状況では、ちょっとまだ状況的にもわからないと。そういった中で高野会館が現実的に残っていると。高野会館の必要性というのは、遺構の必要性としては私はいっぱいあると思うんですよ。そして、それにもまして何もしないでというのは、余りにも町は非情過ぎると思います。震災遺構としては認めないと、町長がここに来て言っているんだから、認めないんでしょう。ただ、防災庁舎がいつまでも残るわけじゃないから、やっぱりどういった監査を議会で、特別委員会で下すかというのは、私は下してもいいと思うんです。だけれども、防災庁舎があったように、1回解体するとなってまた保存となっていますから、高野会館だって特別委員会の中で高野会館は震災遺構として認めないそうであっても、今後議員の中身が変わっていけば、あと長年たってホテル観洋さんの観光客の集客がすごい膨大な量であったら、高野会館は必要だと思うんです。やっぱりそんなことも踏まえながら特別委員会の皆さんには考えてほしいと私は思います。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員から防災庁舎の現状と、それから高野会館の震災遺構の決定後の考えもあって、どちらに判断してもなかなかその辺判断、我々もちょっとつかないんですが、この件を踏まえて今後の震災遺構の請願の判断にさせていただきたいと思います。（「やっぱり」の声あり）ちょっと待ってください。

○後藤清喜委員 では、もう1回審査をすることにしてね、図ってください。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 先ほどからいろいろご意見出ていて、言葉尻といたしますか、これ以上の調査は必要ないと考えているわけではなくて、その調査が本当に請願の審査に必要な情報を導き出せる調査かどうかということに対して異論があるということだと思う。必要だと言う方と、い

や、それがなくても判断は下せるでしょうと。それについて食い違いと先ほど高橋委員がおっしゃったのは、アスベストの件と、無断で立ち入ったということと、自前で保存するということを言ったか、言わないかということだと思うんですよね。それについては、とことんまでやるべきだという意見もあるし、いや、そこは今から調べても水かけ論になるだけだから、ここで打ち切るというかここまでで十分じゃないかという意見だと思います。それが、何か今、委員会の中に正しく伝わっていないような気がするので、そこを念頭に置いてご判断をいただいたほうが良いと思います。

道路環境の整備に関しては、請願書には周辺の道路環境を整備してくださいという請願ではないんです。公園エリアに組み入れ、震災遺構として保存してほしいという意見です。それに付随して、できれば周辺環境も整備してほしいということは、ご本人はおっしゃっていますけれども請願書には書いていない。これは結構重要なことで、委員会におけるというか議会に付託される請願は修正できないことになっていますので、新たに、いや、実はこうだったんですということを使うのであれば、今の請願を取り下げていただいてまた新たな請願を上げていただくしかないんだと思うんですよ。非常に頭のかたい話だと思いますけれども。そこも踏まえてその判断を下さなければいけないと思いますので、その食い違いをどうするか。

もう一つは、調査権の及ぶ範囲というのがあると思うんです、我々にとっては。請願者サイドの方、所有者の方を社員まで呼び立てしてあなたは現場にいたんですよねと、この場にお呼びするという事は、私はちょっとふさわしくないんだらうと思しますので、せいぜい今役場の当局にいる方、行政に携わっている方ぐらいまでが調査権の及ぶ範囲じゃないかなと思いますので、元副町長とか元課長に言ったんですか、言わないんですかと聞いてどうなるか。ここで偽証罪は成立しませんから、法廷ではありませんので、自分の思ったことを自由に言いたいということになっていますから、その調査を突き詰めていくことは私は余り意味がないんだらうと思えます。そこを必要な情報かどうかということに論点を絞っていただきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 山内委員。

○山内孝樹委員 いろんな意見が出ましたけれども、委員会の職責、果たすべき職責ね。それを重ねて、この委員会の調査をきわめてはどうかなと思うんですが、あとは委員長のご判断になるかと思うんですが、そのように一言申し上げたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 特別委員会は、委員の皆様様のいろんな考えを取りまとめて、その中で皆様のご判断をいただくことになっておりますので、私委員長の立場でなかなかその辺は、

はっきりした答えは出してもどうかと思いますので、ぜひ委員の皆さんの……

○山内孝樹委員 委員長が最終的な判断をなせる立場ですよね。それで、AとBの意見、今提案がされた。その点、この時点に至って判断がどうのこうのというのは言えないんじゃないですか。委員長の権限でその方向性というのをここで導き出したほうがよろしいんじゃないですか。

○委員長（山内昇一君） わかりました。

先ほど後藤委員から、請願に対する食い違い、本当のいわゆる必要な要素、そういったことの確認と、それから請願者の付随した内容、それは本来の請願の趣旨と違うもので、それを訂正することは余り好ましくないというような意見のような話でした。それから、山内委員からは、委員会の判断を早くといいますか、方向性を決定してもらいたいというような趣旨のお話のようでした。それで、いろいろご意見が出て、なかなか一つ一つお聞きするにも大変内容が複雑なわけですが、この中で、先ほど後藤委員にもお話しいただきましたように、請願の趣旨を深く調査するという事の中で、再度担当者をお呼びして聞き取り調査といいますかそういったことを……

○後藤清喜委員 担当者と呼べというのではないけれども、再度もうちょっと詳しく調査はしたほうがいいという意見もあるから、私はそれを鑑みて、私はもういいと言っているんだけど、そうすると採決も委員長大変だから、再度調査することの方向に持って行って、この次何を調査するか、皆さんから意見を聞いて、あとはもう閉めればいいんじゃないの。

○委員長（山内昇一君） 済みません。では、今後の進め方の中で、もう少し深く検討し調査すべきではないかというお話のようですが、これで皆さんよろしいですか。（「はい」の声あり）それではそのように取り進めさせていただきます。

○後藤清喜委員 委員長、副委員長、議長と相談して……

○委員長（山内昇一君） わかりました。

○菅原辰雄委員 悪いけれども、いいですか、委員長。（「はい」の声あり）さっき後藤委員が言ったのは、あなたの議事整理権の中で判断していくべきことなのに、それをわざわざ言われているということは、あなた勉強してやってください。

○委員長（山内昇一君） わかりました。

○菅原辰雄委員 そうしないと進みませんよ。

○委員長（山内昇一君） それでは、今後、ただいまお話しいただき決定しました項目といたしますか内容につきまして、次回調査を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） それでは、そのように取り進めることといたします。

お諮りします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 次にその他として、委員から特別委員会としてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会することといたします。ここで、後藤副委員長より閉会の挨拶を。

○副委員長（後藤伸太郎君） 大変お疲れさまでございました。また次回以降、引き続き調査していくということですので、特別委員会、請願以外にもさまざま調査しなければいけないこと、ここに必要なことさまざまあると思いますので、それは平行して調査していく必要があると思いますので、そちらのほうも情報収集ご協力方よろしくお願ひしたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（山内昇一君） これをもちまして特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時54分 閉会